

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 8 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第8回総会

日 時 令和7年8月26日（火）午前9時00分

会 場 寒河江市役所 1階 議会会議室

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
10 番 大 泉 孝 彦	11 番 鈴 木 浩 之	12 番 原 田 義 人
13 番 芳 賀 宏	14 番 高 橋 博	15 番 奥 山 浩 二
16 番 布 施 功 子	17 番 片 桐 道 雄	18 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

2 番 五十嵐 博 志	3 番 斎 藤 幸 宏	4 番 渡 邊 慎 一
5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎	7 番 鬼 海 和 幸
8 番 菖 蒲 修	9 番 渡 邊 正	

欠席委員

農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行

事務局

事務局長補佐（総括） 高 子 英 晴	事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広
農 地 係 主 任 土 田 修	農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎
総 務 係 主 任 清 野 倫	

報告事項

- （1）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- （2）工事進捗状況報告書について
- （3）農地の現況変更について

議事

- (1) 議第30号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第32号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第33号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る
審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第8回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、8名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、5番眞木委員、11番鈴木委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第30号から議第33号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第30号 「農地法第3条の規定による許可処分について」
 - (2) 議第31号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
 - (3) 議第32号 「非農地証明願の審議について」
 - (4) 議第33号 「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る審議について」
- 以上、議第30号から議第33号まで一括上程致します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
片桐会長職務代理人、報告をお願いします。

片桐会長職務代理人 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る8月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件、非農地証明願案件2件の合計3件を審査しました。

議第30号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位37番、寒河江地区の案件になります。

申請地は、字入倉の農地です。「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、申請書の他に「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。

新規就農を希望する譲受人は、現在、南町在住の22歳の女性です。農業を営もうとする理由は、「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、今般購入する宅地の隣に同一所有者の農地があり、以前から家庭菜園に興味があったため、農地も購入し耕作したいと考えたとのことでした。

申請地に、野菜を栽培する計画となっており、計画どおりであれば、問題ないと判断しました。

事前審査会においては、異議なしとされたところでした。

議第32号「非農地証明願の審議について」順位9番、寒河江地区の案件です。

申請地は、若葉町にある土地で、昭和41年12月末から八幡原土地区画整理事業により住宅を建築後、宅地として、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

次に順位10番、白岩地区の案件です。

申請地は、大字留場字一田三合にある土地で、平成元年から農地として利用されなくなり、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

なお、順位 11 番については、場所が山手にあり、現地調査が困難であるため、航空写真等での判断とし、地区審査での審議をお願いします。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については 30 分程度としまして、9 時 45 分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時 15 分

再開 午前 9 時 45 分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。

高橋委員

はい、議長。

木村議長

はい、高橋委員。

高橋委員

14 番、高橋です。

議第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、4 ページをご覧ください。順位 33 番。

(議案書順位 3 3 番朗読)

所在は、国道 1 1 2 号、パチンコベガスベガス寒河江店の北側へ 2 0 0 m ぐらい、国道沿いの東側の畑ということで、ネギやトマト、里芋等が植えられている三角形の家庭菜園利用の土地です。国道を挟んで西側に芳賀にここ農園が耕作する水田があり、申請どおりであれば問題ないと判断しました。

8 月 1 1 日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員 7 名で現地調査を行いました。問題ありませんでした。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位 3 4 番。

(議案書順位 3 4 番朗読)

所在は、陵南中学校から最上川ふるさと総合公園に進んで、高速道路の下を通過する手前を高瀬山方面に側道を進んで、すぐの側道に隣接する農地 2 筆になっております。譲受人は、隣接する農地もモモ畑として適切に管理されておりました。

譲渡人はバラの温室をはじめ、全ての農地の売却を考えておられ、申請地はここ 2、3 年売れ始めているようでした。今回、譲受人が所有することになれば、隣り合わせている農地で一帯となった管理ができ、問題はないと判断しました。

8 月 1 1 日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員 7 名で現地調査を行いました。異議はありませんでした。

本日の地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、順位 3 5 番。

(議案書順位 3 5 番朗読)

所在は、元町から高瀬山に向かって、信号機のある十字路手前の右側に四季ふぁーむが耕作するサクランボ畑がありますけれども、そこに隣接する畑3筆になります。順位34番の案件同様、譲渡人の離農に伴い、譲受人が所有したいというような案件になります。

8月11日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員7名で現地調査を行いました。譲受人に連絡をして、現地の案内と説明をお願いしました。現地を案内してもらい、説明を受けましたが、異議はなく問題ないと判断しました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位36番。

(議案書順位36番朗読)

所在は、高瀬山の元寒河江自動車学校の跡地で道路を挟んで西側、現在、青山建設の資材置場が角にありまして、その西側です。借人は、以前から相対契約で作物を栽培しているようで、今回、正式に3条で契約したいというような場所になります。

8月11日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員7名で現地調査を行ってきました。3筆合計で50aぐらいの畑になりますが、調査のため畑に入って確認してきましたが、モモの収穫最盛期でした。草も適切に刈り取られて管理されており、申請どおりであれば問題ないと判断しました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位37番。

(議案書順位37番朗読)

所在は、三泉小学校の西側の道路を入倉方面に進み、入倉の公民館近くにある、現在空き家の売り物件に隣接する畑になります。

８月１１日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員７名で現地調査を行ってきました。譲受人は新規就農になりますが、現地は中古住宅の裏側ある家庭菜園のスペースということになります。２ａぐらいの農地で、譲受人は、農機具は持っておらず、スコップ、鎌、鍬、一輪車の道具を所有していると申請書に記載されており、申請どおりであれば、家庭菜園利用かなと判断しました。その家庭菜園を耕作するための農地ということで取得を考えているのではないか、ということで問題ないと判断しました。

８月１９日の事前審査会に現地を調査してきました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位３８番。

(議案書順位３８番朗読)

所在は、国道２８７号から箕輪の公民館方面に向かっていく途中の水田地帯の中ほどにある加温のＹ字仕立ての温室ということになります。

８月１１日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員７名が、現地で譲渡人から説明を受けながら調査を行ってきました。寒河江市のさくらんぼＹ字仕立ての第一人者ではないのかなと思っております。譲渡人のサクランボ温室を、譲受人が譲渡人の指導を受けながら、取得するというような案件になります。加温のサクランボという、おそらく加温で作られるかと思いますが、生産のリスクは伴いますが、譲渡人が指導することを約束しておられ、おそらく３年ぐらいということ現場でお聞きしましたが、これから先もず

っと関わっていかれるのだろうなと、譲渡人と話したところ
です。譲渡人の研究熱心なところは、譲受人にとっては、素
晴らしい指導者付きの案件かと思いますので、申請どおりで
あれば、問題ないと判断しました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位 39 番。

(議案書順位 39 番朗読)

所在は、南部地区の国道 112 号沿いの左側に、山形方面
に進むとストロベリーファームがありますけれども、その
道路向いで国道に対して隣接している西側の農地になります。
過去に農地パトロールで確認している農地で、雑木が生い茂
り、数十年耕作放棄地状態になっている農地でありました。

借人は、山辺町在住の 33 歳の農家で、寒河江には農地を
所有しておらず、新規就農扱いになります。耕作する作物に
ついては、申請書には畑でタラの芽を栽培すると書かれてお
り、現地調査では、農業委員・推進委員 7 名がタラの芽を栽
培するということは、山の山菜畑というようなイメージを持
ちました。現地調査終了後、借人に連絡をし、どのように管
理するのか確認したところ、周りに迷惑をかけることのない
よう管理をしていくとのことでした。後日、南部地区の農業
委員・推進委員との話し合いの場を設定するので詳しい話を
聞かせてほしい、ということで電話を切りました。8 月 22
日、氏家委員、原田委員、五十嵐推進委員、私の 4 名で、借
人と面談をしました。借人には、現地調査での我々の意向を
伝えました。山の山菜畑で荒らしておくようでは困るという
ようなことを伝えました。借人は現在、山辺で 4 町歩ぐらい
トウモロコシを中心に作物を栽培されており、どういうところ
に出荷しているのか尋ねたところ、ふるさと納税の返礼品

として作物を栽培しているというようなことでした。今年の7月頃から水不足で、借人が所有している畑も山手で水をかけられないところばかりで、水の管理がしやすいところを求めていたところ、この南部地区の畑でというようなことで申請したということでした。本人が面談の中で、我々の現地調査報告で、タラの芽を作って荒れてしまうのが心配だと率直にお伝えして、できれば他の作物を検討してもらえないかと話したところ、タラの芽でなくトウモロコシに変更すること、その場で速答だったのですが、迷惑をかけるようなことはしたくないということで、トウモロコシを作るということでした。

8月11日の現地調査時点では、保留扱いというようなことでしたが、直接本人に意向を伺って、今回の申請では前向きに賛成していく方向で良いのではないかと判断しました。皆様からの意見があればお伺いしたいと思います。

なお、本日の地区審査では異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。

木村議長

はい、猪倉委員。

猪倉委員

7番、猪倉です。

5ページをご覧ください。順位40番。

(議案書順位40番朗読)

所在は、国道２８７号から、先程高橋委員からありました加温ハウスの南側の道路を山際に行くと、譲渡人の家になります。箕輪字上屋敷の３筆は自宅の周りの畑です。上山２筆は、山の斜面、山のとっぺんに農地があります。

８月１７日、高松・醍醐地区の農業委員・推進委員５名で現地調査を行いました。譲渡人から、いずれここは居なくなるという説明は受けておりました。事前に譲受人は中郷在住の方だと聞いていたので、中郷であれば通うことができると考えておりましたが、山形市蔵王在住ということなので、通えるのか疑問でありました。譲受人へ連絡しようがないため、急遽、譲渡人に連絡したところ、この時は自宅を売るということですので県外へ引っ越されておりました。譲渡人へ電話で確認を取り、蔵王在住で問題なく管理できるのかと聞いたところ、管理してくださるということだったので譲ることにしたとのことでありました。それを信用するしかないと思っていたところでした。

８月１７日、後藤委員に譲受人について聞いたのですが、自宅近くに農地もあるから管理するのではないかとということで、問題なく管理してくれるという期待し、良いのではないかとということで現地調査を終えてきました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 33 番から 40 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

後藤委員

はい、議長。

木村議長

はい、後藤委員。

後藤委員

3 番、後藤です。

農地法第 3 条の件について、5 ページ順位 37 番。入倉の案件ですけれども、先程の説明では、中古住宅を購入して、そこに付随する農地だというような説明がありましたが、以前、住宅に付随する農地を購入する場合は、何アールまでは買えるというようなことで取り決めがあったと思ったのですが、それには該当しなかったのでしょうか。

もう一点、もし、該当しないからこういう形になったのだとすれば、11 ページの地域計画の変更の申請ですが、順位 7 番、三泉の入倉で同じ地番で同じ面積で、計画区域から除外してほしいというような申請で、目的が農地転用で宅地の造成とありますが、新規就農など意味が通じないのですが。その辺の整理をお願いしたいというふうに思います。

木村議長

ただ今の後藤委員の質問に対して事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） それでは、初めの質問ですが、空き家に付随する農地ということで、前に取り決められたということで承知しておりますが、下限面積がなくなっておりますので、取り決めはなくなっていると思ってください。

後藤委員

取り決め自体がないということですか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） そう思ってください。下限面積が撤廃されましたので。

1 a 以上でも 1 a 未満でも、空き家に付随する、付随しないに関わらず、その人が耕作してくれるのであれば求められるということになります。

2 点目ですが、11 ページをお開きください。順位 7 番。地域計画からの除外、目的が農地転用、宅地の造成となっておりますけれども、こちらは農林課から提出された際に、私も後藤委員と同じように指摘したのですが、このままにしてくれとの農林課の話でありましたので、このままにしておきました。実際は新規就農で農地として使います。そちらは申請代理人であります行政書士にも確認しております。農地で使うという話だということで、しばらくは農地転用できないこと、きちんと耕作することを確認しております。1 年後には、申立て事項に基づく完了報告書を提出してもらいますし、私達の方でも見に行くということは話しております。

以上です。

後藤委員

今の説明で、もう一度確認させてください。

住宅に付随する農地の下限面積が撤廃されたということですが。

木村議長 農地取得に関して下限面積が撤廃になったから、空き家の住宅の周りの農地でも、問題なく農地として取得できるということだよね。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、会長のおっしゃるとおりです。

後藤委員 取得できるんですよね。とすれば3条でもいいのか。とすれば、11ページの地域計画変更はいらないのではないかと。
あと、新規就農者扱いになっていますが、今の話を聞くと家庭菜園で、販売もしないということですよ。そういう人を新規就農者とする、寒河江市の新規就農者の人数だけ増えていって実体としては増えないということになるのではないのでしょうか。

木村議長 どうでしょうか、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい。農地として使いたいということですので、耕作しているのであれば3条であげます。農地転用であれば5条だということ行政書士、申請代理人に伝えてあります。行政書士も農地として使うということで確認しております。家庭菜園とありましたけれども、本人の申し出で農地として使うことでしたので、3条で受けました。転用はできない、庭の拡張とか、後で地目を宅地や雑種地にしたいということとはできない。また、課税上の地目の認定もありますので、農地法と関係なく現況で宅地的に利用している場合であれば、現況課税されるでしょうからそれは税務課とご相談ください、ということは話しております。農地として使うから3条です。

あと、地区計画からの除外ですが、ここも現地調査行った方、地域の方、ご覧になってわかると思いますけれども、あそこを地域計画に加えても、将来的に農地性を阻害するものではないし、

あそこを将来的に農地として守っていくべき農地なのかなというでもありますので、除外しても問題はないのかなと事務局では思っております。

あと、新規就農の定義ですが、言葉的に言えば新規就農は形式上ですけれども増えることになります。全然農地を持っていない方が、農地を取得したい、耕作したいとなれば、どんな経営をするのか、どんな作物を植えるのかということで、申請の時に確認をしますが、新規就農という言葉だけ取ってしまえば、だんだん増えていくような形にはなっていきます。

このような回答でいかかでしょうか。

木村議長

ここで地元の西尾委員の意見も参考に聞きたいと思います。西尾委員お願いします。

西尾委員

地域計画変更の件については、私もどうしてかと思って伺ったところでした。今のところ家庭菜園として使うけれど、将来的にということも含めてなのかということで伺いまして、その時に、この農地は、この敷地からしか行けない農地で、農道に付いていないので、これが除外されること自体は、地域としては問題ないと思うんですけど、すでに転用と書かれて、除外されるのは、他の選択肢があるかわからないですが、この件に関しては問題ないのかなと思います。隣がモモ畑で、後ろも別の畑として使っているんですけど、何か間にあって行き来ができないということなんです。

木村議長

議第33号の地域計画については、目的を変更してもらわなければならないでしょうね。農地転用のためとあるが、現状としては農地として使用するというものですからね。

木村議長

議題30号に戻りまして、他に意見等ございますか。

今の件について、私も疑問があったので事務局へ質問しようかなと思っていたところでした。後藤委員から意見が出ましたので良かったと思います。

木村議長 順位40番の譲受人に関して、先般、常設審議委員会で蔵王の堀田地区とはどういうところなのか、また、譲受人のことについても聞いてみたところ、アパート等はないから、一軒家で暮らしているのではないかということでありましたが、事務局で確認していますでしょうか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 確認していません。

木村議長 先程、猪倉委員からあったように、中郷に農地があればそこから通えるから大丈夫だと思いますが、蔵王の自宅がアパートかわからないですが、一度確認してもらって、きちんと居住するような形でないと許可も出しにくいのではないかと思います。事務局で確認して進めてもらいたいと思います。

皆さんいかがでしょうか。それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 事務局でアパートか一軒家か確認します。これから議決ですが順位40番の許可については、そちらを確認してからでしょうか。

木村議長 事前の地区審査では地区の農業委員の方は問題ないとのことでありますので、その辺のところは確認だけしてもらえば良いと思います。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 分かりました、確認します。

木村議長 よろしいですか、猪倉委員。

猪倉委員 近所の方がその方と一度顔を合わせたことがあって、いずれ箕輪に来るという話だったと思うんですが、どうですかね、後藤委員。

木村議長 後藤委員、どうぞ。

後藤委員 5月か6月に非農地証明ということで、中郷に住んでいる家を売って、山形に引っ越した方なんです。我々が聞いているのは、アパートを借りて住んでいるということだったので、この話を聞いた時にだと箕輪の家を買って住むのかなと。だから農地も一緒に買ってくれるという話なんだろうなと思って、影沢委員に話をしました。

それで、この方は中郷に農地を持っていますが、全て貸しています。他にも農地を持っていますが、耕作していないような状況です。

木村議長 そういったところで、事務局よろしくお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） この方に関しては、いずれ寒河江に引っ越してくる予定だと聞いているのですが。

木村議長 その辺も事実の確認をよろしくお願いします。

木村議長 他に意見のある方いらっしゃいませんか。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

議第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第 30 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員 はい、議長。

木村議長 はい、大泉委員。

大泉委員 10 番、大泉です。

議第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、7 ページをお開きください。順位 26 番。

(議案書順位 26 番朗読)

場所は、柴橋小学校の前の道路を西の方に 300 m ぐらい行ったところで、周りが宅地で囲まれている農地であります。

8 月 12 日に柴橋地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。申請どおりであれば問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 26 番は住宅建築用の転用申請になっております。

申請地は、農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

議第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第３１号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第３２号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。

高橋委員 はい、議長。

木村議長 はい、高橋委員。

高橋委員 １４番、高橋です。

議第３２号「非農地証明願の審議について」、９ページを開きください。順位９番。

(議案書順位９番朗読)

場所については、ＪＲ寒河江駅南側、ホテルシンフォニーの南側のローソン寒河江元町２丁目店を東へ５０ｍぐらい進み、すぐの十字路をさらに南へ５０ｍぐらい進んだ左側の、現在、空き家になっているところになります。

８月１１日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。また、８月１９日の事前審査会でも現地調査を行っております。昭和４１年の住宅建築後、６０年近く経過していますので、問題なく非農地であるということで異議がございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、白岩地区、郷野委員お願いします。

郷野委員 はい、議長。

木村議長 はい、郷野委員。

郷野委員 6 番、郷野です。
順位 1 0 番。

(議案書順位 1 0 番朗読)

所在は、留場集落の真ん中あたりから、実沢川の方に向かった場所になります。

8 月 1 3 日に白岩地区の農業委員・推進委員 4 名で現地調査を行ってきました。雑木林になっており、農地に変えるのは困難な状況であります。また、8 月 1 9 日の事前審査会でも現地調査を行ってきました。

今日の地区審査でも問題はありませんでした。

続きまして、順位 1 1 番。

(議案書順位 1 1 番朗読)

現地調査に行こうと思ったのですが、もう既に原野化していると事務局から連絡がありまして、航空写真で確認しました。

地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

順位 1 1 番については、慈恩寺の山でゴルフ場の計画があったところで、当時、反対者がいたためそれが頓挫して、今

のような状態になったということでありますので、当然、車も人も入れないので航空写真の判断でやむを得ないということで、白岩地区では判断したところであります。

それでは、続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

議第３２号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第３２号は、原案のとおり決定しました。

次に、議第３３号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員 はい、議長。

木村議長 はい、西尾委員。

西尾委員 4 番、西尾です。

議第 3 3 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）
の変更に係る審議について」、1 1 ページをご覧ください。順
位 7 番。

（議案書順位 7 番朗読）

地域としては、除外しても問題ないと判断しました。

木村議長 続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員 はい、議長。

木村議長 はい、猪倉委員。

猪倉委員 7 番、猪倉です。
順位 5 番。

（議案書順位 5 番朗読）

地域では問題ないと判断しました。
以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。

郷野委員 はい、議長。

木村議長 はい、郷野委員。

郷野委員 6 番、郷野です。
順位 6 番。

(議案書順位 6 番朗読)

地域では問題ありませんでした。
以上です。

木村議長 ありがとうございました。
続いて、事務局からの説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 5 番は資材置場用敷地の転用申請が予定されております。周囲に農地はなく、住宅地に介在する農地であり、地域計画から除外しても周囲に影響を及ぼすものではないと考えます。

順位 6 番は非農地証明願の申請が予定されており、現況は農地性を失っているようであり、状況を考慮すると、地域計画から除外することはやむを得ないと考えます。

順位 7 番は今回の 3 条申請の農地であり、住宅に隣接する農地であり、状況を考慮すると、地域計画から除外すること

はやむを得ないと考えます。

なお、これは地域計画からの除外であり、農地法による転用許可、非農地証明願の申請は別途必要になります。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、順位 7 番の目的の農地転用というのは外したほうが良いと思うのですが。いかがですか。

事務局（事務局長補佐（農地担当））

1 1 ページ順位 7 番をご覧ください。目的に農地転用、宅地の造成とありますけれども、これを削除しておいてください。農林課にも伝えておきたいと思います。

以上です。

木村議長

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局から説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

眞木委員

はい、議長。

木村議長

はい、眞木委員。

眞木委員

5 番、眞木です。

農業委員をしていると新規就農者が増えるということで、心が喜びを覚えてしまうのですが、その後に農地を宅地造成のために買うということを知ると、残念だなと思うことが最近多かったです。その点で確認したいのですが、後々、宅地を造成するにしても、家庭菜園をどのくらい続けるのかという決まり等はあるのでしょうか。

木村議長 私、思うのですが、最初申請を受けた時に住宅の周りに農地があるときには、地域計画の除外をしないで農地として扱うような形でしてもらいたいと思う。

ただ、そうすると、眞木委員からあったように、また何年後とかに申請を出すのかなと思うのですが。

その辺、どう考えますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） どれくらいの期限というのはいないです。

ずっと使っていただければありがたいなと思っています。

眞木委員 家の周りの農地を購入される方は、農地であっても農地じゃなかったという受け取り方をした方がいいということですか。

木村議長 その辺どうでしょうか。農地は農地、宅地は宅地に分けてしなければまずいのではないかということで、そう思うのでしょうか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 今回この3条の件で事前審査会が終わってから、申請代理人の行政書士の方に電話をしました。3条で本当に農地として使っていくのか、宅地の拡張というか、庭を拡張して家庭菜園として使っていくのか、どちらなのか確認しました。本人は農地として使っていくということでしたので3条の申請をしたということです。3条申請をすれば、しばらく農地転用できない旨の話もして、それでも構わないという申請代理人の話でしたので、私の方でもわかりましたということで、では農地としてずっと使ってくださいということで話はしました。

芳賀委員 はい、議長。

木村議長 はい、芳賀委員。

芳賀委員 13番、芳賀です。

順位6番の白岩の案件ですけれども、農振地域内であって、農用地区域内にあるというようなところにもかかわらず、計画区域から除外ということになっていますが、他は農振地域内、農用地区域外ということでこれは何となくわかるんですが、農用地区域内にあっても、こういう申請があれば地域計画からすぐに除外できるんですか。納得いかないのですが、どういう見解でしょうか。

木村議長 白岩ですので、場所だけ私から説明します。

山牛の幸生牧場の手前の農地でありまして、実は幸生牧場で始動する予定だったのですが、所有者の方で相続問題等があったところで、それであればその農地は取得しなくても問題ないから、その先から取得するということで、今の牧場が建ったというような状況であります。

ここは国道のすぐ側で、今は雑木林の状態で農地としては使えない状況にあるので、農振地域内ではあるんですけれども、ここは農地としては利用価値ないのではないかと私は判断しております。

そういったところで、先ほど芳賀委員からあったように農用区域内で除外ができるのか、事務局、説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

昨年度末、3月31日に地域計画を策定しました。地域計画内の土地を農地転用した場合、またそこが農振地域内または農用地域だった場合、非農地証明願を出す場合、その都度地区計

画から除く作業をしなければならないんです。それは寒河江市だけではなくて全国でもですね、地域計画内の農地転用した場合、毎月しているところもあれば、年に何回かしているところもあるようですが、地区計画から除かなくてはならないんです。

ですから、地域計画を作る時、先に農地転用を予定されている場所は除外してくださいと言ったのはそういう理由なんです。地域計画内に含まれていると、農作業小屋を建てたいとか、農地転用する、非農地証明をする度に、この作業が必要になります。ということで毎月出てくるということです。

後藤委員 地区内の除外はできるんですか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 地区内の除外は可能です。地域の方の理解を得られれば除外は可能です。農地の真ん中にはできないと思いますし、地域の方も許可を出さないと思います。私達、事務方でも農地法の観点から見てということで説明させていただいていますけれども、除外しても農地の集団性を阻害するものでないとか、周辺の農地に影響を及ぼすものではないとか、農地性を失っているとか、宅地に隣接しているとか、という場所であれば農地の集団性を損ねないため除外しても大丈夫だと思います。農地の真ん中をしたいんだということであれば、それは農地の集団性を阻害するので、受付の段階でお断りすると思います。

木村議長 我々が地域計画の中に入れてしまったということが、そもそも間違いでありましたので、お詫びいたします。

木村議長 他に意見はありませんか。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第３３号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第３３号は、「異議なし」と決定し、市長へ提出します。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前１０時５３分

令和7年8月26日

第8回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 5番委員 眞木早百合

議事録署名委員 11番委員 鈴木浩之